

住宅入居規則

1. 住宅概要

この住宅は、弟子屈町教育委員会から紹介のあった弟子屈高等学校の学生に向け住宅であることから、それ以外の方の入居はできません。また、最大入居人数は2人で、同居できるのは基本的に同性同士に限ります。2人居住の際は、お互いを尊重し、協力し合って、実りある高校生活を送ることを心掛けてください。

なお、入居希望者が1人の場合であっても単身による入居は可能です。

住宅には管理人は常駐しておりません。敷地内に施設所有者がいますので、困りごとがあれば相談に応じることはできますが、ペンションを運営しているため全てのリクエストに応えることや入居者の日々の動向確認などはできません。入居者の状況・状態・動向については、保護者の方が適宜連絡を取り合い把握してください。

2. 住宅設備・備品

- ① 住宅内や備品の清掃は、入居者が責任をもって清潔を保ってください。（キッチン、洗面台などの水回りの排水溝、エアコンフィルターも入居者による清掃となります。これを怠ったことによる排水溝の詰まり、エアコンの故障が発生した場合は、入居者負担で修理していただきます。）
- ② 入浴は、ペンションピラオのお風呂（温泉）を使用し、住宅内のお風呂は使用しないでください。特別な事情により住宅内のお風呂を使用したいときは、施設所有者の許可を得てから使用してください。
- ③ 入居者の故意、過失または通常とは異なる使用により住宅内の壁紙、床、網戸、その他の設備、備品類などを破損又は汚損させた場合は、速やかに施設所有者に申し出てください。退去時に原状復旧費用を請求する場合があります。
入居者が2人の場合は、個室内の破損又は汚損は、当該個室を使用する入居者に請求いたします。共用スペースの破損又は汚損は、入居者双方で協議し、負担割合を決めていただきます。
- ④ 管理上必要がある場合は、事前に連絡のうえ、施設所有者が住宅内に立ち入ることがあります。緊急時などやむを得ない場合は、事前連絡なく、立ち入ることがあります。
- ⑤ 必要な家財道具（学習机など）を持ち込むことは承諾しますが、室内の模様替えや改修（釘打ちなども含む）は認めません。ただし、施設所有者が承認した場合はこの限りではありません。
- ⑥ 水道、ガス、電気、暖房費の節約に努めてください（水道の出しっぱなし、電気の付けっぱなしなどは絶対にしないでください）
- ⑦ 外出する際は、エアコン、石油暖房機は必ず電源を切ってください。エアコンは冷房専用ですので、暖房用としては使用しないでください。厳冬期に冷房専用エアコンを使用すると破

損する場合があります。

- ⑧ 個室のポータブル石油ストーブの給油は入居者各自で行ってください。灯油は施設所有者が用意し、指定された場所に配置します。
- ⑨ 冬期間（11月から3月）に2日以上、住宅を留守にする際は、予め施設所有者に申し出てください。必要に応じて施設所有者が水道凍結防止措置を行います。申し出なく、留守にし、水道が凍結した際は、原状復旧費用を入居者に請求する場合があります。
- ⑩ 所持品には全て記名し、所持品の自己管理を徹底してください。
- ⑪ 敷地内の環境整備（除草・除雪）は施設所有者で行いますが、可能な限り入居者もお手伝いをお願いします。
- ⑫ 外出する際は、防犯上の観点から玄関、個室、窓は必ず施錠してください。

3. 禁止事項

- ① 入居者以外（保護者除く。）に住宅及び個室の鍵の貸借は一切禁止します。また鍵の複製をする際は、事前に施設所有者の許可を得てください。鍵を紛失した場合は速やかに施設所有者に届出てください。状況によっては施錠設備の交換を行い、その費用は紛失者に負担いただく場合があります。
- ② ペットの飼育及び持ち込みは禁止します。
- ③ 飲酒、喫煙など法律に抵触する行為や一般的な公共マナー、社会的なルールに反する行為は禁止します。
- ④ インターネットのWi-fi機器の設定情報をはじめとした各種機器等の設定内容を変更することを禁止します。
- ⑤ 電気ストーブなどの暖房機の持ち込み及び使用を禁止します。
- ⑥ 夜間は同居人や近所の迷惑となるような行為（騒音を出すなど）を禁止します。
- ⑦ 入居者以外に住宅の設備や備品を使用させることを禁止します。（入居者以外に洗濯機を使用させることなど）
- ⑧ お風呂（ペンションビラオ内の入浴施設）を入居者以外の方に使用させることを禁止します。
- ⑨ 住宅に友人が入室することは認めますが、宿泊することは禁止します。また夜遅く（21:00）まで友人が滞在することも禁止いたします。
- ⑩ 門限に関わる決まり事は保護者が決めてください。

4. 病気・事故・欠席・早退

- ① 病気・けが、事故があった際は、速やかに施設所有者に届け出てください。それにより日常生活に支障が出た場合は、施設所有者が一時的な生活支援を行います。1週間以上に渡り、生活支援が必要となった場合は、保護者の方で対応いただく場合があります。
- ② 学校を欠席、遅刻、早退する際の学校への連絡等は、学校のルールに従い、入居者本人と

保護者で対応願います。急を要するなど特別な事情があるときに限り、施設所有者が保護者に連絡をいたします。

5. 食事

- ① 食事の提供はありません。
- ② 食事は、住宅で自炊してください。買い物も入居者で対応してください。
- ③ 入居者が2人の場合は、予め双方で役割分担、費用負担の取り決めをしてください。
- ④ 朝食（和食膳のみ）については、入居者の希望したときにペンションビラオの宿泊客に提供するときにあれば、提供可能ですが、宿泊客に提供がないときは、希望しても提供することができません。また、朝食は、ペンションビラオ内でとっていただきます。朝食代は1,100円/回です。

6. 家事全般

- ① 住宅内の掃除、洗濯などの家事全般は入居者で対応してください。
- ② 家事に必要な洗剤などは、入居者で購入してください。
- ③ 室内のゴミは住宅に備え付けの「町発行のゴミ分別マニュアル」に基づき、入居者が購入した町指定ゴミ袋に分別した上で、施設所有者が指定する場所に出してください。
- ④ 備え付けの掃除用具等に不具合があった際は、速やかに施設所有者に申し出てください。
- ⑤ 入居者が2人の場合は、予め双方で役割分担、費用負担の取り決めをしてください。

7. 外泊・帰省

- ① 外泊する際は原則、2週間前までに、生活連絡網グループで共有して下さい。
- ② 外泊先、緊急連絡手段、期間、移動手段を知らせること。

8. 保護者・ご家族の宿泊

- ① 住宅に宿泊できるのは、保護者とご家族に限ります。（友人は宿泊できません。）
- ② 保護者等が住宅に宿泊する際は、予め施設所有者に届け出てください。
- ③ 宿泊できるのは、1泊2日に限ります。それを超えて宿泊をする際は、ペンションビラオ（有料）をご利用ください。

9. 退去

- ① 卒業後の退去は、3月1日以降3月24日までに済ませてください。
- ② 退去日が決まりましたら速やかに施設所有者に申し出てください。退去日前に住宅点検を行います。
- ③ 住宅点検日までに自らの荷物をまとめ、住宅内の清掃を行ってください。
- ④ 住宅点検で入居者の故意、過失または通常とは異なる使用により設備、備品類に破損又は汚損が発覚した場合は、クリーニング費用や原状復旧費用を請求することがあります。

- ⑤ 次の事項に該当する場合、または“3. 禁止事項”に著しく違反した場合は、保護者、学校、弟子屈町教育委員会に連絡した上で、退去させることがあります。

- この住宅入居規則や社会的ルールに違反し、同居人、施設所有者など関係者に著しく迷惑をかけたとき
- 使用料の納入が3ヶ月以上滞納したとき
- その他、施設所有者が入居継続を不適當と認めたとき

10. 契約期間

- ① 住宅の契約期間は4月1日から3月31日までの1年間です。
- ② 翌年度も引き続き入居を希望する際は、2月末までに施設所有者に申し出てください。

11. 施設使用料

- ① 住宅の使用料は月額150,000円です（光熱水費、暖房料、インターネット代を含む）。
- ② 特別な事情等により契約期間中であっても使用料を改定する場合があります。
- ③ 入居者が2人の場合は、折半した額を双方から納付いただきます。
- ④ 使用料は翌月分を毎月月末までに施設所有者に納付してください。
- ⑤ 夏・冬休みなどで長期間不在にする場合でも施設使用料は、お支払いいただきます。